

3

利用回数が多い
ケアプランの
届出について

利用回数が多いケアプランの届出について

◆ 概要

社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービス[※]について、次の改正が行われ、平成30年10月1日から施行されています。

※介護給付費単位数表の1 訪問介護費の注3 (⇒P45) に規定する生活援助が中心である訪問介護に限る。

1 通常の利用状況からかけ離れた利用回数のケアプランは市町村へ届出る

(居宅基準省令第13条第18号の2⇒P51)

要介護1	27回／1月
要介護2	34回／1月
要介護3	43回／1月
要介護4	38回／1月
要介護5	31回／1月

(⇒P52)

生活援助中心型サービスの利用回数が、上の表の回数以上になった場合は、市町村へ届出をしなくてはなりません。

この回数は、直近の1年間の給付実績を基に算出したもので、要介護度が高ければ回数が多くなるという仕組みにはなっていません。あくまでも、**実際の給付実績に基づいている**[※]ということです。

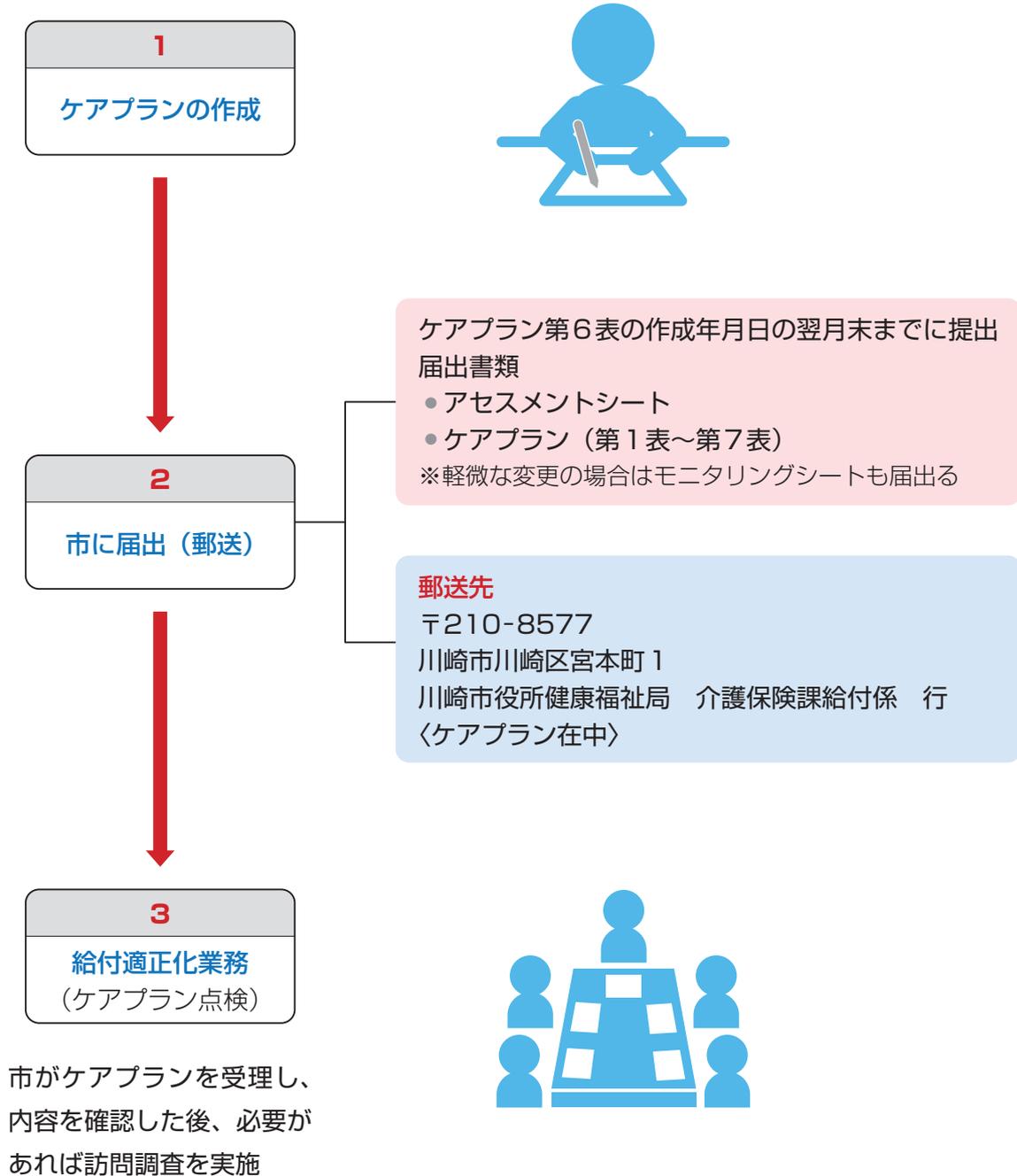
※平成28年10月～平成29年9月の1年間の給付実績を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数+2標準偏差(2SD)」で算出

2 届け出たケアプランについて市町村が確認し、必要に応じて是正を促していく

(居宅解釈通知)

利用者の自立支援・重度化防止にとって、よりよいサービスとするため、介護支援専門員の視点だけでなく、**多職種協働による検証**を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すという目的のためです。

◆届出が必要な場合のフロー



◆届出書

第1表 居宅サービス計画書(1) 作成年月日 年 月 日

初回・紹介・継続 認定済・申請中

利用者名 殿 生年月日 年 月 日 住所

居宅サービス計画作成者氏名

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地

居宅サービス計画作成(変更)日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5

利用者及び家族の生活に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族が利用者の生活をどのように過ごしたいのかを具体的に書かれているか確認する。 利用者・家族が生活においてどのような点を改善したいと考えているか確認する。
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	
総合的な援助の方針	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族を含むケアチームが、目指すべき方向性を確認し合える内容が記載されているか確認する。
生活援助中心型の算定理由	1.一人暮らし 2.家族等が障害、疾病等 3.その他()

必ず確認する。

第2表 居宅サービス計画書(2) 作成年月日 年 月 日

利用者名 殿

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	援助目標		援助内容			
	長期目標(期間)	短期目標(期間)	サービス内容 ※1	サービス種別 ※2	頻度	期間

- 解決すべき課題を目指した達成可能な目標設定になっているか確認する。
- 認定期間も考慮しながら、長期目標を達成するために必要な期間として適切に確認する。
- アセスメント結果を踏まえて適切な目標設定になっているか確認する。(支援者側の目標設定、サービス内容を目標に設定等)

- 長期目標を達成するための段階的な目標と期間になっているか確認する。
- サービス提供事業所が作成する担当者の個別サービス計画を立てる際の指標になっているか確認する。
- 抽象的な目標ではなく具体的な目標設定になっているか確認する。

- 家族支援やインフォーマルサービスなども必要に応じて記載されているか確認する。
- サービスの選択が過不足なく適正に行われているか確認する。

- それぞれの課題(ニーズ)が導き出された原因や背景を押さえているか確認する。
- 改善すべき課題の項目として適切に整理できているか確認する。
- 利用者の自立を阻害する要因等について、相互関係をも含めて明らかにしているか確認する。

- 短期目標達成に必要なサービス内容となっているか確認する。
- 医療ニーズの高い利用者には、医療サービスも盛り込まれているか確認する。
- 主治医意見書・サービス担当者会議の意見を反映しているか確認する。

◆届出書

第3表 週間サービス計画表 作成年月日 年 月 日

利用者名 殿

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	4:00								
早朝	6:00								
	8:00								
午前	10:00								
	12:00								
午後	14:00								
	16:00								
夜間	18:00								
	20:00								
深夜	22:00								
	24:00								
夜	2:00								
	4:00								

週単位以外のサービス

- 介護保険サービス以外の取り組みについても記載ができており、家族の支援や利用者のセルフケアなどを含む生活全体の流れを把握する。
- 円滑なチームケアが実践できるような、わかりやすい記載となっているか確認する。
- 同居家族や近隣の支援者のスケジュールも記載されているか確認する。

- 「週単位以外のサービス」欄がサービスの全体像や中長期的なサービス計画の把握のためにあることを理解し、短期入所や住宅改修、通院状況などを記載するなどとして活用している。

第4表 サービス担当者会議の要点 作成年月日 年 月 日

利用者名 殿 居宅サービス計画作成者(担当者)氏名

開催日 年 月 日 開催場所 開催時間 開催回数

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
検討した項目						
検討内容						
結論						
残された課題 (次回の開催時期)						

- 参加していない専門職の意見について、照会された内容や方法について確認する。

- 直近のサービス担当者会議で議論された項目について、参加した専門職の意見を確認する。
- 実際に支援にあたっている専門職の見解を把握する。
- 利用者や家族の意向が適切に議論に反映されているか把握する。

- 利用者や家族の意向を尊重しつつ、自立支援の観点からの合意形成について確認する。
- 支援内容や方法等、具体的な支援のあり方がどのようにして決定したかを確認する。

- なぜ解決できないのか理由を確認する。
- 地域の課題によるものか、利用者個人が原因で残された課題なのかを確認する。
- 残された課題に対する参加した専門職の見解を確認する。

◆ 届出が必要な判断について

認定済・申請中		平成 年 月分 サービス利用票・提供票 (兼居宅サービス計画)										居宅介護支援事業者一利用者																								
保険者番号		保険者名		居宅介護支援事業者事業所名		作成年月日	平成 年 月 日	利用者確認																												
被保険者番号		フリガナ被保険者氏名		保険者確認印		届出年月日	平成 年 月 日																													
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女	要介護状態区分	支1 支2 経 1 2 3 4 5	区分支給限度基準額		作成年月日の翌月末までに届出							の 日																					
提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名		月間サービス計画及び実績の記録												合計回数																				
				日付曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
				予定																																
				実績																																

サービス利用票に、算定構造「 生活援助」のみを位置付けた場合のみの回数をカウントし、その合計が告示 (⇒P35) に定める回数以上になる場合に、市町村に届出る。

基本部分		注			
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	(165単位)	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	
		(2) 20分以上30分未満	(248単位)		
		(3) 30分以上1時間未満	(394単位)		
		(4) 1時間以上 (575単位に30分を増すごとに+83単位)			
	<input type="checkbox"/> 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(181単位)		所用時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度)
		(2) 45分以上	(223単位)		
八 通院等乗降介助		(1回につき 98単位)			

◆ 届出の判断基準①

認定済		平成 30 年 11 月分 サービス利用票・提供票 (兼居宅サービス計画)												居宅介護支援事業者→利用者																				
保険者番号	1 4 1 3 3 3	保険者名	中原区					居宅介護支援事業者事業所名	カワサキケアプランセンター 川崎					作成年月日	平成 30 年 10 月 15 日	利用者確認	中原																	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	フリガナ 被保険者氏名	ナカハラ ハナコ					保険者確認印						届出年月日	平成 年 月 日	前月までの 短期入所利用日数	日																	
生年月日	明・大・昭 3年 3月 3日	性別	男・女		要介護状態区分	① 2 3 4 5	区分支給 限度基準額	16,692単位/月					限度額適用 期間	平成30年 8月から 平成31年 7月まで	前月までの 短期入所利用日数	日																		
提供時間帯	サービス内容	サービス 事業者 事業所名	日付 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計 回数
10:00~ 10:30	生活援助2	カワサキヘルパー ステーション	予定			1	1	1							1	1	1																12	
15:00~ 15:30	生活援助2	カワサキヘルパー ステーション	予定	1											1	1	1																13	
18:00~ 19:00	身体1生活 2・夜	カワサキヘルパー ステーション	予定				1																										4	
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															

作成年月日の翌月末 (11月末) までに届出が必要になる

合成コードはカウント対象外

生活援助の回数が25回のため、届出は不要

◆ 届出の判断基準②

認定済		平成 30 年 12 月分 サービス利用票・提供票 (兼居宅サービス計画)												居宅介護支援事業者→利用者																				
保険者番号	1 4 1 3 3 3	保険者名	中原区					居宅介護支援事業者事業所名	カワサキケアプランセンター 川崎					作成年月日	平成 30 年 11 月 15 日	利用者確認	中原																	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	フリガナ 被保険者氏名	ナカハラ ハナコ					保険者確認印						届出年月日	平成 年 月 日	前月までの 短期入所利用日数	日																	
生年月日	明・大・昭 3年 3月 3日	性別	男・女		要介護状態区分	① 2 3 4 5	区分支給 限度基準額	16,692単位/月					限度額適用 期間	平成30年 8月から 平成31年 7月まで	前月までの 短期入所利用日数	日																		
提供時間帯	サービス内容	サービス 事業者 事業所名	日付 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計 回数
10:00~ 10:30	生活援助2	カワサキヘルパー ステーション	予定			1	1	1							1	1	1																13	
15:00~ 15:30	生活援助2	カワサキヘルパー ステーション	予定	1											1	1	1																14	
18:00~ 19:00	身体1生活 2・夜	カワサキヘルパー ステーション	予定				1																										4	
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															
			予定																															
			実績																															

生活援助の回数が27回のため、作成年月日の翌月末 (12月末) までに届出が必要

◆ 届出の判断基準③

第6表		平成 30 年 11 月分 サービス利用票・提供票 (兼居宅サービス計画)										居宅介護支援事業者一利用者																							
保険者番号	1 4 1 3 3 3	保険者名	中原区					居宅介護支援事業者事業所名	カササキケアプランセンター 川崎			作成年月日	平成 30年 10月 15日		利用者確認	中原																			
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	フリガナ 被保険者氏名	ナカハラ ハナコ 中原 花子					保険者確認印				届出年月日	平成 年 月 日																						
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女		変更後 要介護状態区分 変更日	1 2 3 4 5 平成 年 月 日		区分支給 限度基準額	16,692単位/月		限度額適用 期間	平成30年 8月から 平成31年 7月まで		前月までの 短入所利用 日数	日																				
提供時間帯	サービス内容	サービス 事業者 事業所名	月間サービス計画及び実績の記録																												合計 回数				
10:00~ 10:30	生活援助2	カササキヘルパ ステーション	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	14
15:00~ 15:30	生活援助2	カササキヘルパ ステーション	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	13
18:00~ 19:00	身体1生活 2・夜	カササキヘルパ ステーション	予定																																4

合成コードはカウント対象外

軽微な変更により回数追加

軽微な変更により、生活援助の回数が27回になるため、作成年月日の翌月末(11月末)までに届出が必要

◆ 届出の判断基準④

第3表		作成年月日 平成 30年 10月 15日							
利用者名 中原 花子 殿		週間サービス計画表							
	04:00	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	04:00								
夜	06:00								
朝	08:00								
午前	10:00	生活援助 2	生活援助 2					生活援助 2	
	12:00			生活援助 2				生活援助 2	
午後	14:00								
	16:00				生活援助 2	生活援助 2			
夜間	18:00								
	04:00								

一度届出した後に、週間サービス計画表(第3表)が追加になった場合(軽微な変更を含む)には、再度の届出が必要

◆ よくあるお問い合わせ

問1 軽微な変更によって、告示で定める利用回数以上になった場合においても届出が必要か？

回答 川崎市においては、軽微な変更であっても、告示で定める利用回数以上になった場合には届出が必要です。

問2 遡って認定区分が変更されたことに伴い、告示で定める利用回数以上になった場合は、いつまでに届出ればよいか？

回答 認定結果通知後速やかに届出てください。

問3 曜日の変更の場合、再度届出が必要か？

回答 週間サービス計画において合計利用回数が告示で定める回数以上にならない場合には届出は不要です。

問4 すでに届出をしている場合であって、ケアプランの目標期間の終了時や、要介護認定区分を更新（変更）し、同じ要介護度で再度計画を作成した場合、ケアプラン（週間サービス計画表）が変わらない場合でも再度提出が必要か？

回答 すでにケアプランを届出しており、同じ要介護度でケアプラン（週間サービス計画表）にも追加がない場合には届出は不要です。